

## 消費税軽減税率制度説明会のご案内

横浜中税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

### 開催日時及び場所等

- ① 平成29年10月19日(木) 10時30分～12時00分  
(10時00分受付開始)  
横浜中税務署 7階第一会議室  
(横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎)  
募集定員:100名
- ② 平成29年10月26日(木) 10時30分～12時00分  
(10時00分受付開始)  
横浜市西区役所 3階AB会議室  
(横浜市西区中央1-5-10)  
募集定員:100名

※ いずれの会場も駐車場等はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

お問合せ先

横浜中税務署 法人課税第1部門 担当：外山 電話045-651-1321 (内414)  
税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。